

退職金共済制度の おすすめ

従業員の未来と
会社の元気をつくる
お手伝い



静岡県中小企業団体中央会

賃金の支払の確保等に関する法律

『賃金の支払の確保等に関する法律』(昭和51年法律第34号)に基づき、昭和52年4月1日より、事業主は退職金支払のための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その必要がありません。

制度の特色

中央会は、「特定退職金共済団体」として
所轄税務署長の承認を得て、この制度を実施しています。



- 1. 勤労意欲の向上や雇用の安定・確保に役立ちます**
月々一定の掛金を積み立てることにより、将来必要な退職金を計画的に準備でき、充実した退職金制度が容易に確立できます。
- 2. 掛金は損金または必要経費となります**
掛金は1人につき月額 30,000 円まで損金または必要経費に算入できます。また、中小企業退職金共済制度(中退共)との併用も認められます。ただし、他の特定退職金共済制度との併用はできません。
- 3. 手続は簡単です**
加入・脱退時の手続は簡単で、また、ご不明な点についてはいつでも中央会の職員がご相談に応じさせていただきます。掛金は金融機関の口座より自動的に引落されますので便利です。
- 4. 公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点対象制度です。**

制度の内容

加入資格

- 中央会の地区内の事業所で雇用される15歳以上80歳未満の人。ただし、事業主および事業主と生計を一にする親族、法人の役員(使用人兼務役員を除く)は加入できません。

加入するときは【任意包括加入】

- この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。また加入時に、事業主は、従業員の同意を得てください。なお、様々な部署等で継続的に就労することが期待されることのない(又は少ない)次のような方は、原則として加入させなくてもさしつかえありません。

- | | | |
|---------------|------------------------|----------|
| ①期間を定めて雇用される者 | ②季節的な仕事のため雇われている者 | ③試用期間中の者 |
| ④非常勤の者 | ⑤パートタイマーのように労働時間の特に短い者 | ⑥休職中の者 |

掛金

月額掛金……………1口について 1,000 円

加入口数……………1人について 1口から30口まで加入できます。

口数の変更……………加入後であっても30口を限度として口数を増加することができます。また被共済者(加入従業員)の同意および事情を明示した書類を添付したうえで、事業主が中央会に提示し、承認を受けた場合は口数を減少することができます。

掛金負担者……………掛金は全額事業主負担です。

掛金の運用……………納付いただいた掛金から制度の運営に必要な事務経費(1口につき月額45円)を控除して、中央会がアクサ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約に基づき、アクサ生命保険株式会社に委託します。

給付金

1. 退職一時金……被共済者(加入従業員)が退職したとき、加入口数および加入期間に応じて支給されます。
2. 遺族一時金……被共済者が死亡したとき、遺族に対して支給されます。
3. 退職年金……加入10年以上の被共済者が退職し、年金の支給を希望し、かつ受取額が月額 10,000 円以上になる場合に10年間(3ヵ月毎、年 4 回)支給されます。
※万一、年金の支払期間中に被共済者が死亡した場合、残余期間の年金に代えて未払年金原価相当額を一時金で支給します。

解約手当金

やむをえない事情で、掛金を継続していくことが困難になったとき等、被共済者に対して支給されます。(事業主にはいかなる場合でもお支払できません。)なお、解約の場合は被共済者の同意が必要です。

受取人

給付金の受取人は、被共済者(加入従業員)です。懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払い(返還)できません。(所得税法施行令第73条第1項第4号)なお本人が死亡した場合には、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に定める遺族の範囲および順位の規定を準用します。

契約の解除について

次の事項に該当する場合、中央会は、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- ・ 共済契約者(加入事業所)が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・ 被保険者(加入事業者の従業員)が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められたとき
- ・ その他、特定退職金共済規程に定める契約解除理由に該当したとき

加入・脱退手続



効力発生日

- ①「加入(増口)申込書兼告知書」が毎月15日までに中央会に到着の場合……翌月1日
 - ②同書類が毎月16日以降翌月15日までに中央会に到着の場合……翌々月1日
- なお、15日が中央会休業日(土・日曜日・祝日)の場合は、直前の業務日が締切日となります。遡っての加入・増口のお手続きは不可となります。(過去勤務通算制度を除く)

掛金の払込方法

掛金は前納制で第1回目分からお取引金融機関の口座より毎月26日(26日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動的に引き落とされます。ただし、2ヵ月以上にわたって滞納されますと効力を失うことがあります。

【取扱金融機関】

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、浜松磐田信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫、商工組合中央金庫(順不同)

加入者証の発行

被共済者(加入従業員)に対しては事業主を通じて「加入者証」を発行します。

給付金の請求

退職金の給付を受けようとするときは、中央会備えつけの書類によって加入者証を添付し、請求してください。

税法上の取り扱い

掛金の経理上の処理

〈例〉従業員 5 人で 1 人に付き 10 口 (10,000 円) 加入した場合 5 人 × 10,000 円 = 50,000 円

借 方	貸 方
退職金共済制度掛金または福利厚生費 50,000 円	預 金 50,000 円

給付金の税法上の取り扱い

(令和 4 年 10 月現在の税制に基づくものです。今後取扱いが変わることがあります。)

退職一時金 / 退職所得となります。(所得税法第 31 条、同法施行令第 72 条)

課税対象額 = (退職一時金 - 退職所得控除額) × 1 / 2

* 退職所得控除額

① 勤続 20 年以下の場合 400,000 円 × 勤続年数 [最低 800,000 円]

② 勤続 21 年以上の場合 8,000,000 円 + 700,000 円 × (勤続年数 - 20 年)

※ 令和 4 年度税制改正により、課税対象額の計算方式が追加されました。

短期退職一時金の場合(勤続年数が 5 年以下で「退職一時金 - 退職所得控除額 > 300 万円」の場合)、以下の計算式が適用されます。

課税対象額 = 150 万円 + { 短期退職一時金 - (300 万円 + 退職所得控除額) }

退職年金 / 雑所得になります。(所得税法第 35 条、同法施行令第 82 条の 2)

遺族一時金 / 死亡退職金として扱われ、法定相続人数に 5,000,000 円を乗じた金額まで相続税はかかりません。(相続税法第 3 条、同法第 12 条、同法施行令第 1 条の 2)

解約手当金 / 一時所得になります。(所得税法施行令第 76 条)

【個人情報の取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

① 被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当会に提供されます。

② 当会は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。

③ アクサ生命は、当会から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当会をはじめ共済契約者に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。

④ 個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当会およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。

⑤ 新企業年金保険契約の引受保険会社に変更される場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

委託保険会社 **アクサ生命保険株式会社**

HP : <https://www.axa.co.jp/>

静岡県中小企業団体 中央会

静岡市葵区追手町 44-1 TEL:054-254-1511(代)

浜松市中区中央 1-17-19 TEL:053-453-2195(代)

沼津市米山町 6-5 TEL:055-926-8220(代)

HP : <https://www.siz-sba.or.jp/>

E-mail : gyoumu@siz-sba.or.jp

<中央会の主な活動>

- ・ 組合の設立及び運営指導、中小企業の経営・経理・金融・法律相談
- ・ 組合の事業運営、経理税務等に関する各種講習会の開催
- ・ 高度化資金の貸付・償還指導
- ・ 機関誌「中小企業静岡」発行等による各種情報の提供
- ・ 中小企業におけるデジタル化の推進
- ・ 後継者養成及び組合青年部の育成強化
- ・ 中小企業の労働対策支援、各種保険・共済制度の推進 など

通算制度

通算制度の利用でまとまった退職金を 受け取れます

過去勤務期間の通算

この制度に加入する前に勤務期間のある従業員はその期間と加入後の期間を通算できます。(新規加入事業所のみ)

お取扱い

- この取り扱いによる掛金は、損金又は必要経費に算入できます。
- 過去勤務通算期間及び月額中央会が申込を受諾した後に変更することはできません。

過去勤務通算期間の設定

- 入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定します。(10年を限度、1年未満は切り捨て)

過去勤務期間通算口数

- 過去勤務通算口数は退職金共済契約申し込みの際の口数の範囲内で22口を限度とします。

過去勤務通算掛金

- 過去勤務通算掛金は被共済者の通算期間、通算口数により計算されます。

過去勤務通算掛金の払込期間

- 払込期間は通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が5年以上の場合の払込期間は5年とします。

過去勤務通算掛金表(1口について、月額)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
掛金	1,030円	1,070円	1,100円	1,130円	1,160円	1,420円	1,680円	1,950円	2,220円	2,510円

退職金共済制度内における通算

本制度に加入している企業から他の加入企業に転職した場合、右の条件を満たしていれば前の企業での退職給付金に相当する額を引継退職給付金として通算することができます。

- 前の企業で退職金を請求していないこと
- 前の企業を退職してから3年以内に所定の方法によって申し出ること

他の退職金共済制度との通算

本制度と他の特定退職金共済団体(商工会議所・商工会など)又は勤労者退職金共済機構との間に退職金引渡契約を結んでいる場合で、従業員が退職により、それぞれの制度への加入企業間を移動した場合、3年以内に申し出を行なうことにより前の企業での退職給付金に相当する額を引受退職給付金として通算することができます。

中小企業のモデル退職金

(従業員 10人~49人 単位：円)

勤続 年数	高校卒			勤続 年数	大学卒		
	年齢 (歳)	自己都合	会社都合		年齢 (歳)	自己都合	会社都合
5年	23	308,000	417,000	5年	27	371,000	516,000
10年	28	845,000	1,092,000	10年	32	1,028,000	1,327,000
15年	33	1,565,000	1,962,000	15年	37	1,921,000	2,378,000
20年	38	2,507,000	3,084,000	20年	42	3,110,000	3,816,000
25年	43	3,701,000	4,336,000	25年	47	4,557,000	5,217,000
30年	48	4,925,000	5,679,000	30年	52	6,057,000	6,807,000
35年	53	6,148,000	6,957,000	33年	55	7,177,000	7,917,000
定年	—	—	9,379,000	定年	—	—	9,792,000

(東京都労働相談情報センター「中小企業の賃金・退職金事情(令和2年度版)」)

退職一時金額表

(掛金1口・1,000円について/30口まで加入できます)

H15.4.1 改訂

加入期間	掛金累計	退職一時金額
1年	12,000	10,880
2年	24,000	21,930
3年	36,000	33,140
4年	48,000	45,190
5年	60,000	57,430
6年	72,000	69,670
7年	84,000	84,000
8年	96,000	96,000
9年	108,000	108,000
10年	120,000	120,000
15年	180,000	180,050
20年	240,000	244,690
25年	300,000	311,800
30年	360,000	381,450

※給付額は経済変動等により将来改訂されることがあります。

(単位：円)

◇上記のモデル退職金を基準とすると、1人当たりの月額掛金は高校卒については16,000円、大学卒については19,000円が適切です。